

第7回 愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 会 議 録 (要点筆記)

(日 時)

平成 23 年 3 月 16 日 (水) 18:25～18:45

(場 所)

松山市三番町 4 丁目 11-6
KH三番町プレイス 3 階 第 2 会議室

(出席者)

委 員：宇都宮委員、土居委員、前田委員、吉川委員 (五十音順) 計 4 名
(欠席者：三好委員)

事務局：津吉事務局長、横田次長兼総務課長、羽藤事業課長、木村医療給付係長、
河端総務企画係長、小川資格管理係長、芝田主事

(署名委員)

前田会長、土居委員

(議事次第)

- 1 津吉事務局長あいさつ
- 2 議題
 - (1) 情報提供の依頼における協議について
 - (2) 報告事項
- 3 閉会

(議事内容)

- 2 議題
 - (1) 情報提供の依頼における協議について

《資料に基づき事務局説明》

広域連合保有の個人情報について、目的以外の目的のために利用または提供する場合については、広域連合個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号の規定により、「あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき」とされている。

そのため、個人情報を利用または提供するため審査会の意見を聴くものであります。

・第三者求償事務に係る被保険者情報の提供について

医療保険及び介護保険は、第三者の行為により生じた保険給付について、加害者に対して求償をすることとなっております。交通事故等の第三者行為により、介護保険給付を受ける場合は、本来、被害者から介護保険運営主体である市町へ届出が必要であります。届出がないケースも第三者求償の対象となる可能性があることから、それらを市町が効率的

に調査できるように広域連合が保有する当該情報を提供するものであります。

《質疑・応答》

1 申請のあった市町の提供依頼内容について

当広域連合では、求償事務を行っており、その情報を介護保険の運営主体である各市町と共有化を図り、市町が円滑に求償事務を行えるように依頼があったものであります。

2 提供方法について

広域連合発足から現在までの当該情報については、「第三者求償事務受付整理簿」、今後の情報については、「第三者行為による傷病届」で提供するものであります。広域連合へ届出のあったケースを調査した上で、第三者求償の対象となる情報のみ関係する市町へ提供するものであります。

3 各市町の利用について

当該情報を提供し、市町が被保険者の介護給付費請求明細書を精査し、第三者求償の対象となることが判明すれば、給付分を加害者に求償するというものであります。

議題（1）に対する質疑・応答の結果、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認定できるため、審査会として承認される。

(2) 報告事項

《資料に基づき事務局説明》

・第6回審査会で承認された情報提供について

医療給付を一定期間利用していない被保険者に係る情報について、申請のあった市町への提供実施についての報告を行った。

・平成22年度における情報公開条例の運用状況について

情報公開条例第5条の規定による行政文書の開示請求は実績がなかった旨の報告を行った。

・平成22年度における個人情報保護条例の運用状況について

個人情報保護条例第13条の規定による個人情報の開示の請求は、レセプトの開示請求が3件あった旨の報告を行った

署名委員

会 長

前 田 繁 一

委 員

土 居 康 展